

参考人意見に対する考え方について（案）

参考人意見	考え方
<p>(1) 大企業の責務（第6条）について</p> <ul style="list-style-type: none">・業務の発注に関して規定する必要があるのか。	<p>本条例案では、中小企業の振興は、中小企業者が経営の改善などに自主的に努めるとともに、市、中小企業団体、大企業者等が連携して中小企業者を支援することを基本理念としております。</p> <p>中小企業への業務の発注に関する規定は、この基本理念の実現に向けた責務（努力義務）として置いているものです。ご了承ください。</p>
<p>(2) 市の責務（第9条）について</p> <ul style="list-style-type: none">・条例の最初の方で規定する必要があるのではないか。	<p>中小企業の振興は、中小企業者のほか、市や中小企業団体、大企業などが連携して取り組むべきものと考えております。</p> <p>その中で、市は、各取り組み主体と協力して、中小企業の振興に関する施策を効果的に実施することを責務としておりますので、各取り組み主体の後に規定しております。ご了承ください。</p>
<p>(3) 具体的な施策の規定について</p> <ul style="list-style-type: none">・規定があいまいで具体性に欠ける。	<p>本条例案は、中小企業振興に向けた基本理念を規定したもので、具体的な施策を規定することは考えておりません。</p>
<p>(4) 関係団体との意見交換等について</p> <ul style="list-style-type: none">・条例制定の検討の際は、地域の中小企業の実態をしっかりと捉えるべきである。・条例制定過程から、関係団体などが審議会のような場でともに議論すべきである。・審議会について条例の中で明確に規定する必要がある。	<p>条例案を検討する上で、関係団体からご意見を伺うことは、必要不可欠なことと考えております。</p> <p>今後は、パブリックコメントを通じて、幅広く市民の意見を伺う中で、関係団体のご意見も把握していきたいと考えております。</p> <p>また、条例の制定後、施策を計画する段階で、関係団体と協議することも大変重要でありますので、本条例案に、市が施策を実施するに当たっては、中小企業者の意見を聞く機会を設けるよう規定することについて、検討したいと思っております。</p> <p>いずれにしましても、参考人意見及びパブリックコメントを踏まえ、条例を制定したいと考えております。</p>